

(別紙 2) 自己チェック資料

令和 6 年 5 月 31 日
厚生労働省人材開発統括官
若年者・キャリア形成担当参事官室

民間競争入札実施事業「教育訓練講座受講環境整備事業
(指定申請に係る調査等)」の自己チェック資料

① 「実施要項における競争性改善上のチェックポイント」の対応状況

令和 5 年度から 6 年度の競争性改善に向けて取り組んだ内容は、以下のとおり。

〔公共サービスの詳細な内容、確保されるべき質について〕

○応札を検討する業者の負担軽減を図る観点から、
(業務内容を明確に伝えるため、)

実施要項に記載する業務内容の明確化や記載内容の適正化を図ることとし、特に、別紙等の資料を参照しなければわかりづらかった業務内容について、実施要領に直接盛り込みむなど、理解しやすい資料とすることに重点を置き、構成の見直しを行った。

(審査受付業務の効率化)

申請書の受付について、従来の郵送申請に加えて電子申請を取り入れることした。

電子申請への対応に当たっては、以下の取扱としている。

- ・令和 5 年度に Excel データによる調査票の受付をできるようにしたこと。
- ・令和 6 年度からの運用開始予定の e-Gov への対応のため令和 5 年度にシステム改修を実施すること。

② 実施状況の更なる改善が困難な事情の分析

○業務の特殊性

調査及び情報提供の業務は、一般的には民間でも実施されているが、教育訓練給付の対象講座指定に係る調査及び情報提供を民間が自主的に行っている例はない。

また、的確な講座指定のためには、多岐にわたる業種・職種の教育訓練についての専門知識を活用した調査（カリキュラムの妥当性等の調査）が必要であることから、体制構築が困難な業務である。そのため、職業能力開発促進法 55 条の規定に基づいた、特別民間法人の現行事業者が実施している業務である。

○教育訓練講座の規模及び業務の難易度

令和 6 年 4 月 1 日時点における教育訓練給付の指定講座数は約 16,000 講座となっており、毎年増加傾向（直近 3 年度では、R 3 年度年 14,060 講座、令和 4 年度 14,567 件、R 5 年度 15,302 講座）となっている。

また、各訓練講座に関する制度も毎年度変わることが多く、適切な教育訓練給付の対象講座指定に係る調査および情報提供を実施するための、制度理解に時間を要すること、特にデジタル分野における高度な講座も対象とすることになり、求められる業務スキルの専門性がより高まっている。

教育訓練講座の指定は年 2 回としており、上述のとおり指定講座数は増加傾向で推移している中、短期間に膨大な調査を適正に行わなければならないことから、遺漏のない業務体制の構築にあたっては、相応の処理スキルを具備した人材が必要である。このため、単に人員を増員するだけでは到底対応できるものではなく、また、人員の増員は人件費が嵩む要因にもなる。

こうしたことから、新規参入を考える民間事業者にとっては、利益が見込みづらいことに加え、対応人材の確保が困難な業務である。

○問題発生時のリスク

教育訓練給付については、国が指定する講座として信頼性が重要であるため、仮に誤指定等の問題が発生した場合、当該誤指定した講座の受講者に不利益が生じかねず、リスクは極めて大きい。また、こうしたことが起これば、国の委託事業の質が問われ、当該事業により指定を受けた講座を運営している教育訓練給付制度の信頼が損なわれかねない。

例えば、教育訓練給付の対象講座について、誤って指定された場合は指定の取消を行うこととなる。当該講座の受講を希望していた者は、給付金を受給できず受講を断念せざるを得ない可能性があり、キャリアプランや人生設計に大きな影響を及ぼし兼ねない。

このため、こうした問題発生時のリスクへの対応として、電話による報告はあるものの、指定取消への対応や指定取消の対象講座に係る訓練施設へのヒアリング事項、指定取消にともなう受講者（予定者）への影響など、想定される対応等

を早期に検討しなければならないことから、事案発生後、速やかに対面で調整できる範囲の条件（立地条件）や、当該誤指定を生じさせないための、本制度の講座指定に知見のある人材の確保を必要としているところであり、新規参入を考える民間事業者がそのリスクを排除するための体制構築が困難な業務である。